



目 次

規 則	ページ
◎高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (")	1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	1
○政治団体の届出事項の異動の届出 (2件)	2
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体の指定の届出	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	4
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	4

規 則

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第7号

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「を校長」を「に本人、保護者等（未成年の学生にあっては学校教育法第16条に規定する保護者を、成年に達した学生にあってはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。）及び保証人が署名して、校長」に改める。

別記第1号様式中「◎」を削る。

別記第2号様式中「◎」を削り、

「保護者」を

「保護者等」に改める。

別記第3号様式中「◎」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年2月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中平橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町大向16番	前	12.0	19
		15.5	
	後	18.2	19
		21.6	

高知県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年2月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村柱谷字船出		

474番2から 高岡郡日高村柱谷字堂ノ元 610番1まで	207	令和5年2月24日
------------------------------------	-----	-----------

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高政会	濱田 拓也	泉 栄恵	高知市宝町7-10	令和5年2月15日
三谷よしえ後援会	三谷 よし恵	三谷 よし恵	長岡郡大豊町船戸56番地3	令和5年2月15日
上松一喜後援会	上松 一喜	川越 裕之	室戸市吉良川町甲68番地1	令和5年2月6日
嶺北濱田せいじ後援会	松本 宗己	高橋 豊明	土佐郡土佐町田井957-8	令和5年2月6日
小谷翔太後援会	布 一幸	中山 貴史	宿毛市宿毛1026-3	令和5年2月6日
武田秀義後援会	武田 秀義	山岡 寛明	高岡郡四万十町東町2番17号	令和5年2月11日
下元真之後	山崎 芳夫	下元 貴子	高岡郡四万十	令和5

援会			町南川口59-4	・1 ・11
美濃明男後援会	美濃 明男	岡林 千賀子	長岡郡大豊町川口1137番地3 特定ふるさと住宅3-1	令5 ・1 ・13
香南市民の声を県政へ届ける会	畠中 義雄	畠中 美佐子	香南市野市町西野2609-4 グローリビル1F	令5 ・1 ・13
水野ゆきえ後援会	水野 雪絵	水野 雪絵	高知市役知町27-15 ラフォーレ役知I	令5 ・1 ・13
川村圭一後援会	川村 圭一	田淵 哲也	宿毛市坂ノ下840番地1	令5 ・1 ・16
上田あやこ後援会	酒井 公一	山本 宗一	高知市杉井流10-3-207	令5 ・1 ・17
荒牧くにはる後援会	荒牧 国晴	有光 真紀	高知市神田287-23	令5 ・1 ・19

高知県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	今城誠司後援会 (今城 誠司)	異動なし	今城 由香	異動なし	令5 ・1

新			今城 誠司		・23
旧	中野勇人後援会 (福谷 幸雄)	異動なし	異動なし	高知市稲荷町3番5号 パークサイドマンション501号	令5 ・1 ・23
新				高知市若松町7番8号	
旧	桑鶴太郎後援会 (桑鶴 太郎)	異動なし	異動なし	高岡郡佐川町東組1343番地20	令5 ・1 ・21
新				高岡郡佐川町甲847-1	
旧	佐藤徳治後援会 (西岡 幹夫)	異動なし	岡林 大蔵	異動なし	令4 ・7 ・1
新			杉本 公栄		
旧	美濃明男後援会 (佐竹 範久)	美濃 明男	異動なし	異動なし	令5 ・1 ・27
新		佐竹 範久			

高知県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
尾崎正直後援会 (西山 昌男)	会計責任者の氏名	尾崎 紀子	大利 賀臣	令5・1・24
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
	公職の候補者の氏名		尾崎 正直	
	公職の種類(第2号)		衆議院議員	

高知県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
前田さおり後援会	前田 紗織	令4・12・31
槇野章後援会	山田 隆三	令4・12・31
白木一嘉後援会	白木 一嘉	令4・12・31
岡田良成後援会	岡田 由美	令5・1・12
足立としゆき仁淀川町後援会	岡田 良成	令5・1・12
河邑一雄後援会	河邑 一雄	令4・12・31
中井一光後援会	中井 一光	令4・12・31
上田あやこ後援会	藤川 豊文	令4・12・31
萩野義和後援会	萩野 義和	令4・12・31
法光院晶一後援会	法光院 晶一	令4・12・31

高知県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
甲藤 雄司	高知県	甲藤雄司後援	南国市大埴甲	令4

	議会議員(候補者)	会	1640-28 F	1	・12 ・26
水野 雪絵	高知県議会議員(候補者)	水野ゆきえ後援会	高知市役所27-15 ラフォーレ役所 I	令5	・1 ・13
荒牧 国晴	高知県議会議員(候補者)	荒牧くにはる後援会	高知市神田287-23	令5	・1 ・19

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第10の表中「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改め、同表備考1中「試験の欄の正規の試験」を「試験欄の「正規の試験」」に、「上級」は、高知県職員等採用上級試験を「大学卒程度」は高知県職員等採用大学卒業程度試験に改め、「示し」を削り、「中級」は、高知県職員等採用中級試験を「短大卒程度」は高知県職員等採用短大卒業程度試験に、「初級」は、高知県職員等採用初級試験を「高校卒程度」は高知県職員等採用高校卒業程度試験に改め、同表備考2中「正規の試験の区分が無線従事者」を「正規の試験」の区分が「無線従事者」に改める。

別表第15の表中「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改め、同表備考中「上級」は、高知県職員等採用上級試験を「大学卒程度」は高知県職員等採用大学卒業程度試験に改め、「示し」を削り、「中級」は、高知県職員等採用中級試験を「短大卒程度」は高知県職員等採用短大卒業程度試験に、「初級」は高知県職員等採用初級試験を「高校卒程度」は高知県職員等採用高校卒業程度試験に改める。

別表第22の表中「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改め、同表備考1中「正規の試験」を「正規の試験」に、「上級」「中級」及び「初級」を「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」に、「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改め、同表備考2中「保健師の」を「保健師」の」に、「学歴免許欄の大学卒」を「学歴免許欄の「大学卒」」に改める。

別表第27の表中「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改め、同表備考中「正規の試験」を「正規の試験」に、「上級」「中級」及び「初級」の区分は「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分は、「上級」を「大学卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高校卒程度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる正規の試験の結果に基づいて採用される職員について適用し、同日前に行われた正規の試験の結果に基づいて採用された職員については、なお従前の例による。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第3号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「高知県職員等採用上級試験」を「高知県職員等採用大学卒業程度試験」に、「高知県職員等採用中級試験」を「高知県職員等採用短大卒業程度試験」に、「高知県職員等採用初級試験」を「高知県職員等採用高校卒業程度試験」に改める。

別表第3中「中級試験又はこれに相当する」を「高知県職員等採用短大卒業程度試験又はこれに相当すると人事委員会が認める試験若しくは」に、「初級試験又はこれに相当する」を「高知県職員等採用高校卒業程度試験又はこれに相当すると人事委員会が認める試験若しくは」に、「高等学校以上」を「高等学校卒業以上」に、「中学校以上」を「中学校卒業以上」に、「義務教育学校以上」を「義務教育学校卒業以上」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の任用に関する規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に行われる採用試験により採用される職員について適用し、同日前に行われた採用試験により採用された職員については、なお従前の例による。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の105.5以上100分の175以下」を「100分の103以上100分の170以下」に、「100分の129.5以上100分の215以下」を「100分の127以上100分の210以下」に改め、同項第2号中「100分の95以上100分の105.5未満」を「100分の92.5以上100分の103未満」に、「100分の116以上100分の129.5未満」を「100分の113.5以上100分の127未満」に改め、同項第3号中「100分の84.5」を「100分の82」に、「100分の104.5」を「100分の102」に改め、同項第4号中「100分の77」を「100分の74.5」に、「100分の96」を「100分の93.5」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の45.8」を「100分の44.5」に、「100分の55.8」を「100分の54.5」に改め、同項第2号中「100分の42.3」を「100分の41」に、「100分の52.3」を「100分の51」に改め、同項第3号中「100分の40.3」を「100分の39」に、「100分の50.3」を「100分の49」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。